

国立大学法人京都大学教員のクロスアポイントメントの実施に関する規程等新旧対照表

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人京都大学教員のクロスアポイントメントの実施に関する規程 (平成26年達示第55号)</p> <p>(前 略) (クロスアポイントメントを実施できる教員)</p> <p>第4条 クロスアポイントメントを実施できる教員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)第2条第1号から第4号までに掲げる者(以下「年俸制特定有期教員」という。)</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学受託研究取扱規程 (平成16年達示第97号)</p> <p>(前 略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学民間等共同研究取扱規程 (平成16年達示第98号)</p> <p>(前 略) (受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境</p>	<p>(クロスアポイントメントを実施できる教員)</p> <p>第4条 クロスアポイントメントを実施できる教員は、次の各号に掲げる者とする。</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 国立大学法人京都大学特定有期雇用教職員就業規則(平成18年達示第21号。以下「特定有期雇用教職員就業規則」という。)第2条第1項第1号から第4号までに掲げる者(以下「年俸制特定有期教員」という。)</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、受託研究の受入れを決定したときは、総長及び委託者に当該研究に係る研究担当者、研究に要する経費、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の受託研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p>(受入れの決定の通知)</p> <p>第6条 部局の長は、共同研究の受入れを決定したときは、総長及び民間機関等に当該研究に係る研究代表者等、民間等共同研究員、民間機関等が負担する共同研究経費、研究場所、研究期間等の事項を通知し、及び当該部局の共同研究に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務</p>

改 正 前	改 正 後																
<p>安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学学術指導取扱規程 (平成26年達示第34号)</p> <p>(前 略) (実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(原子炉実験所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。 (後 略)</p> <p style="text-align: center;">京都大学安全衛生管理規程 (平成19年達示第8号)</p> <p>(前 略) (事業場衛生委員会)</p> <p>第20条 本学に、事業場における次の各号に掲げる事項を調査審議し、総長に意見を具申するため、安衛法第18条に定めるところにより、事業場ごとに衛生委員会(以下「事業場委員会」という。)を置く。 (1)～(4) (略) (中 略) (委員会の運営)</p> <p>第23条 } (略) 2～4 } 5 事業場委員会に関する事務は、別表第2に掲げる事務部等が行う。 6 (略) (後 略)</p> <p>別表第2(第23条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業場衛生委員会の名称</td> <td style="width: 50%;">担当事務部等の名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊取事業場衛生委員会</td> <td>原子炉実験所事務部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> </table>	事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	(略)		熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部	(略)		<p>部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(実施決定の通知)</p> <p>第7条 部局の長は、学術指導の実施を決定したときは、総長及び依頼者に指導担当者、指導料、指導期間等の事項を通知し、及び当該部局の学術指導に係る事務を処理する共通事務部(複合原子力科学研究所、霊長類研究所及び附属図書館にあっては部局事務部、環境安全保健機構、情報環境機構、産官学連携本部及び国際戦略本部並びに高大接続・入試センターにあっては当該機構等の事務を行う事務本部の部)の長(以下「事務部の長」という。)に報告するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(事業場衛生委員会)</p> <p>第20条 } (同 左) (1)～(4) }</p> <p style="text-align: center;">(委員会の運営)</p> <p>第23条 } (同 左) 2～4 } 5 }</p> <p>別表第2(第23条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">事業場衛生委員会の名称</td> <td style="width: 50%;">担当事務部等の名称</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>熊取事業場衛生委員会</td> <td>複合原子力科学研究所事務部</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(同 左)</td> <td></td> </tr> </table>	事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称	(同 左)		熊取事業場衛生委員会	複合原子力科学研究所事務部	(同 左)	
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称																
(略)																	
熊取事業場衛生委員会	原子炉実験所事務部																
(略)																	
事業場衛生委員会の名称	担当事務部等の名称																
(同 左)																	
熊取事業場衛生委員会	複合原子力科学研究所事務部																
(同 左)																	

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">京都大学における放射線障害の防止に関する 規程</p> <p style="text-align: center;">(平成13年達示第11号)</p> <p>(前 略) (<u>原子炉実験所の特例</u>)</p> <p>第20条 第6条第2項及び第3項、第9条第1項から第4項まで、第10条第2項、第11条、第13条、第14条、第17条第4項、第18条第2項並びに第19条の規定は、<u>原子炉実験所</u>に関しては適用しない。</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(複合原子力科学研究所の特例)</p> <p>第20条 第6条第2項及び第3項、第9条第1項から第4項まで、第10条第2項、第11条、第13条、第14条、第17条第4項、第18条第2項並びに第19条の規定は、<u>複合原子力科学研究所</u>に関しては適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">京都大学における核燃料物質の計量及び管理 に関する規程</p> <p style="text-align: center;">(昭和52年達示第40号)</p> <p>核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第116号)第61条の8第1項の規定に基づき、京都大学における核燃料物質を使用する施設(以下「使用施設」という。)に定めるべき計量管理規定については、使用施設の規模及び核燃料物質使用の態様に即して、別表に掲げる使用施設ごとに総長が定める。</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学部 医学部 医学部附属病院 薬学部 工学部(放射実験室を除く。) 工学部放射実験室 農学部(宇治地区を除く。) 農学部(宇治地区) 大学院人間・環境学研究科 化学研究所 ウイルス・再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 <u>原子炉実験所</u> 霊長類研究所 高等研究院物質—細胞統合システム拠点 	<p>(同 左)</p> <p>別表</p> <ul style="list-style-type: none"> 理学部 医学部 医学部附属病院 薬学部 工学部(放射実験室を除く。) 工学部放射実験室 農学部(宇治地区を除く。) 農学部(宇治地区) 大学院人間・環境学研究科 化学研究所 ウイルス・再生医科学研究所 エネルギー理工学研究所 生存圏研究所 <u>複合原子力科学研究所</u> 霊長類研究所 高等研究院物質—細胞統合システム拠点 <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この規程は、平成30年4月1日から施行する。</p>